

みえ森と緑の県民税

～森林づくりを県民みんなの力で～



みえ森林教育キャラクター
カモミ



「みえ森と緑の県民税」って何でシカ?

平成26年度から、三重県が課税している税金だよ。
この税収を活用して、県と市町が「災害に強い森林づくり」と
「県民全体で森林を支える社会づくり」に取り組んでいるんだ。



エビちゃん

なぜ「みえ森と緑の県民税」が
必要なんでシカ?

異常気象や台風の大型化などにより、土砂崩れなどの
災害が発生する危険性が高まっているんだ。その対策
として災害のリスクを軽減する森林整備や、それを将来
に引き継いでいく社会づくりを行うことが必要なんだ。



基本方針 1 災害に強い森林づくり

対策 1
土砂や流木による
被害を出さない
森林づくり

対策 2
暮らしに身近な
森林づくり

基本方針 2 県民全体で森林を支える社会づくり

対策 3
森を育む人づくり

対策 4
森と人をつなぐ
学びの場づくり

対策 5
地域の身近な
水や緑の環境づくり

みえ森と緑の県民税のしくみ

個人

納める方

1月1日現在で三重県内に住所がある個人
家屋敷などを有する個人
(個人の県民税均等割の納税義務者)

納める額

年額 1,000円

事業の評価

第三者による評価委員会を設置し、事業結果などについて、評価検証を行います。
結果は県民の皆さんに公表します。

法人

三重県内に事務所などを有する法人など
(法人の県民税均等割の納税義務者)

年額 2,000円～80,000円
(県民税均等割額の10%相当額)



県事業

災害に強い森林づくり推進事業



流木の発生源となる渓流内の倒木などを事前に除去するとともに、
渓流周辺において災害発生リスクを抑える森林整備を行います。



対策1
土砂や流木による被害を
出さない森林づくり

森林とふれあう
自然公園環境整備事業



自然公園などの施設を整備し、県民の
みなさんが森林や自然と親しむ環境を
整備します。

対策5
地域の身近な水や
緑の環境づくり

市町事業

災害からライフラインを守る
事前伐採事業



倒木によりライフラインを寸断する恐れ
のある樹木を伐採します。

対策2
暮らしに身近な森林づくり

市町交付金事業（基本枠）



学校等において子どもたちが森林に
ついて学ぶ森林教育を推進します。

対策3
森を育む人づくり



学校等において、木製品を導入する
など、子どもたちが木について学びふ
れあう環境を整備します。

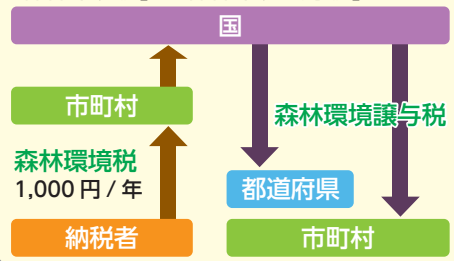
対策4
森と人をつなぐ学びの場づくり

三重県では、「みえ森と緑の県民税」と「森林環境譲与税」の用途を
区分して両税を有効活用し、三重の森林づくりを進めています！



「森林環境譲与税」は、令和元年度から、全国の市町村と都道府県に国から譲与されて
いる税金だよ。市町村では間伐や林業の担い手確保など、都道府県では市町村
への支援などに活用しているんだ。令和6年度からは、「森林環境税（国税）」の課税
が始まり、その税収の全額が「森林環境譲与税」として譲与されているんだ。

「森林環境税」と「森林環境譲与税」のしくみ



使い方の
区分

みえ森と緑の県民税（県税）

森林環境譲与税（国税）

森林
整備

災害に強い森林づくり
例) 渓流沿いの危険木の除去や周辺の森林整備、
ライフラインや人家裏、通学路沿いの危険木の
伐採など

林業経営に適さない森林の整備
例) 森林経営管理制度に基づく森林整備

人材
育成

森を育む人づくり
例) 森林教育の指導者養成や森林教育活動の推進、
森林づくりボランティア等の育成

林業の担い手育成
例) 「みえ森林・林業アカデミー」における
林業人材の育成

普及
啓発

森と人をつなぐ学びの場づくり
例) 森林や木材について学び、ふれあう森林教育を
実施するための環境整備

木材
利用

公共建築物等の木造・木質化
例) 地域材を利用した公共建築物等の木造・
木質化、木製品の導入

問い合わせ先

みえ森と緑の県民税の使いみちについて

農林水産部 みどり共生推進課
TEL：059-224-2513
mail：midori@pref.mie.lg.jp



森林環境譲与税の使いみちについて

農林水産部 森林・林業経営課
TEL：059-224-2564
mail：shinrin@pref.mie.lg.jp



FSC®について
詳細はこちら

